ヒロセ株式会社

Ⅰ　事業場概要（東京本店・白井工場）

①　従業員　　社員１１名　協力業者７社６３名（企業全体社員６８０名・協力会社３，０００名）

②　業　　種　　建設工事用重仮設鉄鋼製品の加工・賃貸業、建設業、陸上貨物運送事業（重仮設資材のリース・販売を中心に架設、解体、地盤改良等の工事施工）

③　製　　品　　シートパイル、Ｈ型鋼、山留材、覆工板、橋梁製品、補強土製品・各種工法

Ⅱ　ＯＳＨＭＳ導入に関して

１　これまでの安全衛生活動

建設用金属製品製造・加工、建設業、陸上貨物運送事業と言えば、労働災害の発生ワースト３の業種であり、当社の事業はこれらの要素を全て含んでいる。当社自身は管理業務中心としており、実際の現場作業は協力会社の方々に移管している関係上、第一線で危険と隣り合わせで作業に従事している人達に対して、安全の重要性を周知徹底する難しさを日々実感している。

過去、１９６７年にＺ・Ｄ運動、１９８８年にはＴＱＣ活動、そして１９９２年にＲＳＴトレーナー３０名の受講とあわせＫＹ活動及び指差呼称を導入してきた。また、安全は、一人ひとりが安全でなければ企業の安全は確保できないと社長の思いから、社長直筆の『私は安全です』ワッペンを作製され、そのワッペンが日々社員・協力会社従業員全員の胸で安全意識の高揚を促している。こうした災害撲滅運動と日頃の地道な全員による、ＫＹ活動及び指差呼称また「ワッペン」作戦を契機に大幅に減少してきた。

しかしながら、ここ１０年間は全国で、休業災害・不休災害あわせて年間１０件前後発生しており、それが横這い状態となっていたので、本社安全管理室や白井工場において新しい安全対策の手法を模索検討していた。労働安全衛生マネジメントシステム(以下単に「マネジメントシステム」という)導入前における白井工場での安全活動状況は次のとおりであった。

（会社関係の活動）

① 毎日　朝　　全体朝礼

② 毎日２回　　工場長パトロール

③ 毎月１回　　本店長パトロール（同行者・本店安全部長、営業又は工務部長、工場部長）

④ 毎月１回　　安全衛生協議会　（参加者・本店長、本店安全部長、営業又は工務部長工場部長、安全担当者、協力業者の責任者）

⑤ 安全衛生の情報の提供

⑥ ＫＹＴ・指差呼称の奨励

（協力業者の活動）

① 毎日　朝　　全体朝礼（従業員全員）

　毎日　朝　　業者毎のＴ・Ｂ・Ｍ

　毎日　朝　　各設備・冶工具の始業前点検

　毎日　朝　　Ｋ・Ｙ・Ｔの実施

② 毎　週　　一斉清掃の実施（金曜日）

③ 毎月１回　　各業者安全衛生委員会（各従業員全員参加・担当社員参加）

④ 毎月１回　　安全衛生協議会（各責任者出席）

⑤ 毎月１回　　各分科会（教育部・設備部・環境部・運輸部）

⑥ 年　４回　　クレーン・玉掛け作業の実地再訓練

２　ＭＳ導入の経緯

前記のとおり、全社の労働災害発生状況が１０年来横這いで、その災害の発生内容も類似していたり同種のものと考えられる場合が殆どであり、安全活動の形骸化、マンネリ化が安全管理室においても指摘されていた。また、会社の存続にも影響を及ぼすような長引く経済不況により、事業のあり方の見直しと会社全般に亘るリストラクチャリングの実施から、安全衛生専任者不在の部門が増加するという事態が平行して進んでいた。

こういった状況を打開すべく、安全は全員が参加、参画して初めて成るものという安全衛生の基本原点に立ち帰り、安全管理室にて会社全体の安全衛生管理体制を抜本から見直していた。

マネジメントシステムが厚生労働大臣から告示されたのは、折りしもこのような検討を重ねている最中であった。直ちに、中央労働災害防止協会主催の各講習会を受講してマネジメントシステムの内容を理解した結果、当社の実施すべき内容と進むべき方向が明確になり、まずは社長以下経営上層部に安全衛生マネジメントシステムの必要性を再三説明を

した。

安全は企業の根幹を揺るがす重要なことであり、一人ひとりが安全に対して意識を持ち、専任安全管理者のノウハウに頼るだけでなく関係者全員が共有できるシステム管理は導入すべきだ、と社長から強い意思表示がなされた。これを受け、関係幹部全員に周知を図る為、１２年１０月の本社安全衛生委員会に導入議案を提出。同委員会に於いて承認を得て、平成１３年４月１日付けでキックオフ宣言となった。

・　本社安全衛生委員会の導入議案にて説明したことは

①　労働安全衛生システムの必要性について

②　労働安全衛生マネジメントシステムの概略

③　新たな制度を作るのではなく、現在あるものを見直しシステム的に関係者が誰でも分かるようにする

④　定着には４～５年かけて、地に足がついたシステムを構築する（短期では形式的になる）

３　導入の体制の整備

マネジメントシステム導入の体制整備では、安全管理室にて労働安全衛生マネジメントシステム実施の「手引書」を作成した上、全国の本支店を平成１３年３月中に訪問し、本支店長をはじめ幹部社員を対象に説明会を開催した。

マネジメントシステムの導入のための整備において人員面については、前記したような現状の厳しい事情から即新体制に移行することが困難であった。そのため、現状の人員体制において、各社員に安全と生産は一体である事の理解を求め、安全衛生の各階層の役割と責任を明確にして、現状業務の中にマネジメントシステムを取り入れるよう指導していった。

また、全国の工場に対し、モデル事業所の募集を行い、これに候補として名乗りをあげた４工場（大阪、名古屋、福岡、白井）のうち、白井工場を今回のモデル事業場指定して、同工場長から協力会社の人々を含め全員にＯＳＨＭＳの具体的内容を説明を行った。

４　初期状態の把握、および文書の作成

モデル事業所に指定された白井工場のマネジメントシステム導入前は、安全対策において一通りの関連書類は存在しているが、組織的な動きが出来ていない状態であった。年間、月次、週次、日常の各レベルにおける計画に基づく実施項目等について、言わば無難に実施されており、工場全体としては内容的にも計画どおりであると錯覚していた。

マネジメントシステムの観点で改めて白井工場の活動を見直しをすると、個々の書類、

行動計画等は存在するが、全体としての連携(流れ)がなく体系的な活動とはなっていなかった。また、専任の安全担当者不在の為、単独で動いていたり、また現業業務との兼務であったり、工場長の仕事となっており、どちらかといえば誰かがするだろうとみんなが思い、強いて言えば全員が消極的で、責任の所在が明確ではなかった。

この状態を変革するためにまずは、現在システム的に不充分な規定・手順書等の整備と従来からある各種書式の整備に着手した。具体的には、実用的かつ相互関連性のあるものに変更するという観点から、マネジメントシステムに沿った順序で既存の書類を３項目に分類すると共に同時にシステム構築に必要な道案内的な書類を作成した。

① そのまま活用できるもの
② 少し手を加えて活用できるもの
③ 新規に作成整備するもの
} の３項目に分類をした。

④ 労働安全衛生マネジメントシステムの「手引書」を作成した。

⑤ ヒロセ労働安全衛生マネジメントシステム「マニュアル」を作成した。

⑥ 「手引書」及び「マニュアル」に基づき、白井工場を始め各店のシステム構築に向け指導・講習会を展開した。

5 監査方法

マネジメントシステムは、４～５年で定着させる中期計画のため、最初から５０～６０の監査チェック項目を実施せず、基本的な１４項目を２年目から安全管理室のメンバーが監査していった。

システム監査の実施方法については、まだ完成していないことを前提として下記の１４項目を監査をし、出来ていないもの・形式的で血の通っていないもの等、悪さ加減の洗い出しを敢えて実施した。

それらの項目について、他店で実施している好事例や関係書類を持参して説明すると共に再講習会を開催した。

（１４項目のシステム監査チェックリスト）

① 方針管理(店・部門)
② 危険有害要因の特定
③ 実施事項の特定
④ リスクアセスメント手法の活用
⑤ 目標及び計画
⑥ 労働者の意見の反映
⑦ 日常の職場の安全活動

⑧　安全衛生管理組織

⑨　安全衛生教育

⑩　協力会社への安全衛生指導・援助

⑪　文書管理

⑫　緊急時の対応基準

⑬　点検・改善・対応・チェック等

⑭　災害防止・再発防止対策

3年目からは、システム監査委員に本社総括安全衛生管理者(専務執行役員)常務執行役員・役員監査役と安全管理室メンバーで実施予定です。

6　ＯＳＨＭＳ導入による効果及び期待すること

①　災害（休業･不休業）ヒヤリ・ハットが３５％減少した。

②　災害やヒヤリ・ハット等の報告が早くなった。

③　全員が安全に対する意識が向上し「指差呼称」の実施率が急上昇した。

④　「身内と思った声掛け運動」が定着しつつある。

⑤　誰でもわかり実施できる安全管理体制に成りつつある。

⑥　生産･品質が向上しつつある。

⑦　企業､事業所､協力業者の健全な経営基盤構築ができる。

⑧　全員参画による安全活動の推進ができる。

⑨　ラインの責任者が安全・品質・生産の全ての責任者であるとの自覚が芽生えつつある。

7　今後の課題

①　システムを構築した後、どのように第一線で働く全員に周知徹底と継続するか

②　会社幹部と協力会社社員（会社の代行社員の位置付け）をどのように教育指導するか

③　良いシステムを構築しても、実施する職長クラスの教育を何時・誰が・どのようにするか

④　白井工場のモデル事業所を全店の工場にどのように波及させるか

⑤　担当不在（人員削減）でも、誰でもできるマニュアルの活用方法を誰が指導するか

Ⅲ　結果について

１　ＯＳＨＭＳ構築を担当した部署、担当者

安全管理室　　室長、部長、顧問

白 井 工 場　　工場長、工場部長、安全部長

２　システム監査を担当する部署

安全管理室

３　キックオフまでの準備の状況がわかる資料

マネジメントシステム手引書

４　安全衛生規程類の把握及び整備に関するもの

当社安全衛生管理規程　１～１２ページ

当社安全衛生管理方針（毎年発行）

５　危険、有害要因の洗い出しに関するもの

当社年度別安全状況報告書

当社災害発生一覧表

６　安全衛生関係法令について関係する規定の洗い出しに関するもの

当社安全衛生管理方針の別表２～５に示す

1）作業主任者

2）作業指揮者

3）就業制限

4）点検

７　ＯＳＨＭＳに関する規程類、手順書等の作成に関するもの

安全衛生管理方針の中に示す

ヒロセＯＳＨＭＳマニュアル

８　新規に作成した規定類、手順書等を含めた安全衛生規定類の体系的整備に関するもの白井工場安全衛生協議会組織図（分科会活動含む）

非定常作業の作業手順書

Ｈ型鋼の荷扱い、はい割、はい作り作業の手順書

9　安全衛生方針

２００４年度本社安全衛生管理方針

1.　従業員の安全衛生は、企業存在の基盤をなすものであり、安全衛生の確保は企業の社会的責任である。我が社は人命尊重、安全最優先の企業理念に基づき、安全で快適な職場環境の形成を目指す。

2.　労働災害ゼロを目指し、職場のあらゆる危険有害要因を排除するため、全社員及び関係協力会社並びにその従業員の参加により、安全衛生活動の活性化を図り、安全衛生の確保とその水準の向上に努める。

3.　その展開に当たっては、労働安全衛生関係法令及び我が社の安全衛生に関する規定・基準等を遵守する。

4.　労働安全衛生マネジメントシステムを事業活動及び施行管理の仕組みと一体化してその実施・運用及び改善を図る。

10　安全衛生目標

1.　共通目標

(1) 災害ゼロ

(2) 快適な職場づくり

(3) 健康の保持及び増進

2.　本年度の部門別　重点目標

(1) 工務部門

①　クレーン・車両系建設機械及び高所作業車による災害の防止

②　転落・墜落による災害の防止

③　交通災害の防止

(2) 工場部門

①　修理・加工・荷扱い作業による災害の防止

②　クレーン作業による災害の防止

③　トラック等運搬車両による災害の防止

(3) 社　　員

①　安全衛生管理に関する能力向上

②　交通労働災害の防止

(4) 労働安全衛生活動と健康保持、増進の推進

3.　ヒロセＯＳＨＭＳ　目標

(1) 指差呼称活動の推進

各カンパニーは、傘下の工場工事現場毎に、前年の項目に加えて少なくても一点以上の指差呼称項目及び実施要領を設定し、確実に実行させる。

10-1 東京本店・白井工場

◇白井工場方針

P、D、C、Aサイクルを回し全員で職場の危険要因を排除し「災害ゼロ」を勝ち取ろう

(1) 運転手送り出し教育及び先方車入場時教育の実施

(2) 「身内と思った声掛け」運動の推進

(3) 指差呼称の定着に向け推進を図る

(4) 労働安全衛生マネジメントシステムの定着

◇重点実施項目

(1) 職場自主活動の推進

(2) 設備点検の実施

(3) 安全衛生パトロールの強化

(4) 安全衛生教育の実施

(5) 健康診断の完全実施

(6) 環境測定の実施

上記項目に各々3～4の具体的実施項目あり、5W1Hにて計画表作成されている。

11 安全衛生計画等

年間安全衛生管理計画（安全管理室・各店各部門）

白井工場管理計画、別紙による

12 そ の 他

ヒロセ安全管理に関する文書

1. 安全衛生管理規程
2. 安全衛生管理方針
3. ＯＳＨＭＳ実施マニュアル
4. システム監査実施要領書
5. 安全管理一般
6. 安全衛生基準書
7. 工場業務必携(マニュアル)安全管理編

8. 緊急事態への対応
9. 建設部門作業標準書
10. 危機管理マニュアル・大規模災害対策と対応
11. トラック運転者・安全作業マニュアル
12. 構内作業車輌取り扱い要領
13. 危険物管理マニュアル
14. 安全衛生手帳
15. 各種点検マニュアル（日常・週間・月間・年間）
16. 災害・ヒヤリ・ハット報告一覧表
17. 災害報告書
18. 健康診断実施記録
19. 特殊健康診断実施記録
20. 就労記録
21. パトロール実施記録（是正指導書付き）
22. ヒヤリ・ハット事例集
23. 本社安全衛生委員会議事録始め各種会議議事録
24. 職長教育他教育 等々

ヒロセOSHMS
（マネジメントシステム）
マニュアル

ヒロセ株式会社

平成15年1月15日

目　次

第１　総　則 ---------- 77
１．目　　的
２．適用範囲
３．遵守義務
４．制定及び改訂

第２　用語の定義 ---------- 77
１．労働安全衛生マネジメントシステム
２．安全衛生方針
３．安全衛生目標
４．安全衛生計画
５．緊急事態
６．システム監査

第３　安全衛生方針 ---------- 78
１．会社の安全衛生方針
２．安全衛生方針の周知方法
３．本支店長の安全衛生方針
４．各部門長の安全衛生方針

第４　危険要因又は有害要因の特定及び実施事項の特定 ---------- 79
１．危険要因等の例
(1) 工場関係
(2) トレーラー等への荷積み関係
(3) トレーラー等からの荷卸し関係
(4) トレーラー等による運搬時関係
(5) 建設工事現場関係
２．具体的な特定の方法
(1) 要因の羅列・抽出
(2) 優先順位の判定

(3) リスクアセスメント手法
3．実施すべき事項の特定の方法
4．特定の際の審議・決定機関等

第5　安全衛生目標の設定 ---------- 81
1．設定上の留意点
2．設定時期
3．審議決定機関等

第6　安全衛生計画の作成 ---------- 82
1．作成上の留意点
2．審議決定機関等

第7　社員・協力業者の意見の反映 ---------- 82

第8　安全衛生計画の実施及び運用 ---------- 83

第9　体制の設備 ---------- 83
1．システム各級管理者
2．各級管理者の役割・責任及び権限

第10　文書化及び文書の管理 ---------- 85
1．目　　的
2．マネジメントシステムにより文書化すべき対象及び当社の状況
3．その他当社の安全衛生管理に関する文書

第11　緊急事態への対応 ---------- 89
1．労働災害発生の急迫した危険がある場合
2．災害が発生した場合
3．大規模災害が発生した場合
4．不休災害又はヒヤリハット事例について

第12 日常的な点検・改善等 ---------- 90
1．日常的な点検・改善等
2．安全衛生計画の実施状況等について
3．労働災害・事故等発生時の原因調査・問題点の把握及び改善

第13 システム監査---------- 91
1．目　　的
2．システム監査の種類
3．システム監査員
4．本社システム監査の実施要領
5．本支店等システム監査の実施要領
6．システム監査の実施結果

第14 記　　録
1．趣　　旨 ---------- 92
2．保存期間等
3．本社安全管理室の主な記録

第15 システムの見直し ---------- 94
1．時　　期
2．審　　議
3．報　　告

第1　総　則

1．目　　的

このマニュアルは、ヒロセ株式会社（以下「会社」という）が、労働安全衛生マネジメントシステムの確立と運用により、安全衛生活動を積極的に推進し、労働者の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を図ることを目的とする。

2．適用範囲

このマニュアルの通用範囲は、各本支店の工務部門・工場部門・補強土事業部及び橋梁部門（以下「各部門」という）とする。

3．遵守義務

会社（工場及び橋梁部の協力業者を含む）の従業員は、それぞれ会社の立場でこのマニュアルに沿った業務運営を行うと共に、定められた事項を遵守する義務を負う。

4．制定及び改訂

このマニュアルは安全管理室が作成、総括安全衛生管理者が審査し、社長が承認する。変更・改訂の場合も同様とする。

第2　用語の定義

このマニュアルの用語の定義は、以下のとおりとする。

1　労働安全衛生マネジメントシステム

会社が労働者の協力の下に、計画（P）⇒ 実施（D）⇒ 評価（C）⇒ 改善（A）という一連の過程を定めて、連続的かつ継続的な安全衛生管理を自主的に行うことにより、事業場における労働災害の潜在的な危険性を低減すると共に、労働者の健康の保持増進及び快適な職場環境の形成の促進を図り、事業場における安全衛生水準の向上に資することを目的とした新しい安全衛生管理の仕組みをいう。

2．安全衛生方針

会社における安全衛生水準の向上を図る為に、社長が表明する安全衛生に関する基本的な考え方をいう。

3. 安全衛生目標

安全衛生方針に基づいて、社長・本支店長及び各部門長が設定する一定期間内に達成すべき到達点をいう。

4. 安全衛生計画

社長・本支店長及び各部門の長が工場又は職場における、危険又は有害要因等を踏まえ、一定の期間を限り、安全衛生目標を達成する為の、具体的な実施事項・日程等について定める計画をいう。

5. 緊急事態

労働災害発生の急迫した危険がある状態又は現に労働災害が発生した状態をいう。

6. システム監査

労働安全衛生マネジメントシステムが適切に実施され、運用されているかどうかについて安全衛生計画の期間を考慮して、社長・本支店長及び各部門の長が行う調査及び評価をいう。

第3　安全衛生方針

1. 会社における安全衛生方針

会社における安全衛生方針は、既に 2001 年度（平成 13 年度）安全衛生管理方針の冒頭に「基本方針」として次のとおり表明されているので、これをもって会社の安全衛生方針とする。

(1) 従業員の安全衛生は、企業存在の基盤をなすものであり、安全衛生の確保は企業の社会的責任である。我社は人命尊重、安全最優先の企業理念に基づき、安全で快適な職場環境の形成を目指す。

(2) 労働災害ゼロを目指し、職場のあらゆる危険有害要因を排除する為、全社員及び関係協力業者並びにその従業員の参加により、安全衛生活動の活性化を図り、安全衛生の確保とその水準の向上に努める。

(3) その展開に当っては、労働安全衛生関係法令及び我社の安全衛生に関する規定・基準等を遵守する。

(4) 労働安全衛生マネジメントシステムを事業活動及び施工管理の仕組みと一体化させて、その実施・運用及び改善を図る。

2．安全衛生方針の周知方法

毎年度作成する会社の冊子「安全衛生管理方針」の冒頭に掲げ、全社員及び協力業者に配布すると共に、本社安全衛生委員会・本支店安全衛生委員会・工務安全衛生協議会・工場安全衛生協議会その他各種の機会をとらえて社員及び協力業者の従事業員に周知させることとする。

3．本支店長の安全衛生方針

会社の安全衛生方針に沿ったもので、各本支店長の地域的特徴等を織り込んだものを定める。冊子・掲示板・ポスター・配布物等により、周知徹底する。

4　各部門長の安全衛生方針

会社の安全衛生方針に沿ったもので、各部門の特徴等を織り込んだものを定める。

3．に準じて、周知徹底する。

第4　危険要因又は有害要因の特定、及び実施事項の特定

1．危険要因又は有害要因として当社の場合、例えば次のようなものが考えられる。

(1) 工場関係

イ　鋼材等のハイや積荷の上からの墜落・転落

ロ　鋼材等のハイや積荷の崩壊・落下（過去に死亡災害発生）

ハ　クレーンで吊った鋼材等の荷振れ・衝突・飛来・落下

ニ　ワイヤー・チェーン・フック・ハッカー・クランプ等の切断・外れ・飛来・ひっかかり

ホ　ワイヤーと荷、荷とバン木、荷と荷との間への挟まれ

ヘ　機械・設備等による挟まれ、巻込まれ

ト　アーク溶接機等による感電

チ　ガス溶接作業時の爆発・火災・火傷

リ　粉じん吸入によるじん肺症

ヌ　有機溶剤含有塗料等による有機溶剤中毒

(2) トレーラー等への荷積み関係

イ　クレーン・吊具等と積荷との接触による鋼材等の落下

ロ　荷締め作業時の積荷や荷台、あおりからの転落・墜落

ハ　トレーラー等の暴走による激突・横転・荷崩れ

(3) トレーラー等からの荷卸し関係

イ　荷台の傾きによる積荷の崩壊・落下

ロ　その他、前記(2)に準ずるもの

(4) トレーラー等による運搬時関係

イ　急ブレーキ、急カーブ、急発進による荷崩れ・横転

ロ　スピードオーバー等による交通災害

(5) 建設工事現場関係

イ　高所からの墜落・転落

ロ　クレーンの吊り荷の落下・激突

ハ　支保工の破壊・崩壊

ニ　各種重機との接触・衝突・挟まれ

2. 危険要因又は有害要因の具体的な特定の方法

(1) 要因の羅列・抽出

前記1及び次の事項を参考にして、各本支店・各部門としての潜在的な危険要因又は有害要因を羅列・抽出してみる。

イ　過去の死亡、重大災害の例（重大災害とは一時に3名以上が被災したものをいう）

ロ　過去の休業災害、又は不休災害の例

ハ　過去のヒヤリハット事例

ニ　同業者の災害事例

ホ　安全パトロール結果

(2) 優先順位の判定

羅列抽出した全ての要因について、リスクアセスメント手法により評価して、危険・有害性の緊迫度と対応の優先順位を判定する。

(3) リスクアセスメント手法

リスクアセスメント手法は、次の手順で行う。

イ　羅列・抽出した全ての要因について、それによる「危険の可能性」（表頭）と「危険の重大性」（表側）を当てはめ、次の表の該当する数値を割り振る。

区分				危害の可能性			
				確実に起きる	可能性が高い	可能性がある	ほとんどない
				a (6)	b (5～4)	c (3～2)	d (1～0)
危害の重大性	一番重い事象で評価	致命傷災害 (10～8)	Ⅰ	16	15	12	8
		重大災害 (8～5)	Ⅱ	14	13	10	5
		軽度災害 (5～2)	Ⅲ	11	9	6	3
		上記に満たない災害 (2～0)	Ⅳ	7	4	2	1

ロ　割り振られた数値の高いもの程、危険・有害性の緊迫度が高いのであるから、それが対応の優先順位ともなる。

3．実施すべき事項の特定の方法

イ　前記2．によって具体的に特定した危険要因又は有害要因を除去又は低減するための対策を検討し、列挙する。

ロ　労働安全衛生法及び関連法規に違反した結果の危険有害要因については速やかに是正しなければならないので、マネジメントシステムによる実施すべき事項として挙げてはならない。

但し、法規で要求している水準を上回る事項についてはこの限りでない。

尚、法令違反であるが、多額の費用を要したり、資格取得に日時を要する等、速やかで且つ根本的な是正が困難な場合は、当面次善の策により是正すると共に根本的是正のための中長期計画を樹立してこれをもって、ここでいう実施すべき事項としてもよい。

ハ　対策については、難易度や必要な実施期間又は予算措置の可否等を勘案して、本年度に実施すべきものを検討する。

4．特定の際の審議・決定機関

危険要因又は有害要因の特定及び実施事項の特定に際しては、次の機関又はそれに準ずる機会において審議し決定する。

区　分	審議・決定機関	原案作成部署
会社全体	本社　安全衛生委員会	安全管理室
本 支 店	本支店安全衛生委員会	安全部又は安全G
工務部門	工務　安全衛生協議会	
工場部門	工場　安全衛生協議会	
補強土事業本部	補強土安全衛生委員会	切土事業部
橋梁部門	橋梁　安全衛生協議会	工場統括室

第5　安全衛生目標の設定

1．設定上の留意点

イ　安全衛生方針の内容を具体化したものとする。

ロ　前記第4で特定した危険要因・有害要因・実施事項を前提とする。

ハ　目標の達成度合いを客観的に評価できるように、具体的な内容とし、できるだけ

数値で示すこととする。

ニ　数年にわたり実施到達する内容のものは当面の１年間に達成する内容を示す。

２．設定時期

イ　年度毎に設定する。

ロ　毎年３月末までに、次年度の目標を設定する。

ハ　会社における目標は、「安全衛生管理方針」に明示することとする。

３．審議・決定機関　等

イ　第４の４のとおり

第６　安全衛生計画の作成

１．作成上の留意点

イ　安全衛生目標を達成するための具体的な計画とする。

ロ　前記第４によって特定された実施事項を織り込む。

ハ　危険予知活動や指差呼称の実施等日常的な活動を内容としてもよい。

ニ　過去１年間のマネジメントシステムによる

計画（Ｐ）⇒ 実施（Ｄ）⇒ 評価（Ｃ）⇒ 改善（Ａ）に関する反省点も盛り込む。

ホ　本年度１年間で実施する事項を基本とし、出来るだけ数値で示す。

ヘ　工務関係は、工事現場が有期事業であり、得意先の管理下にあることにも留意する。

当面、①杭打ち　②ＳＭＷ　③山留架払い　④橋梁　の区分により、施行要領書や安全衛生チェックリスト等を整備し、各現場の実情に沿った内容に微調整修正した上で活用することとする。

ト　会社における計画は、「安全衛生管理方針」に明示することとする。

２．審議・決定機関　等

イ　第４の４のとおり

第７　社員・協力業者の意見の反映

安全衛生目標の設定及び安全衛生計画の作成に当っては、以下の方法でその意見を反映さ

せるものとする。

1. 安全管理室は、全国の工場や工事現場における現地指導等の機会に、社員や協力業者の意見を聴取・把握して原案作成時にこれを反映させる。

2. 各本支店や各部門の安全担当責任者も、1に準ずると共に、常日頃から意見交換やコミュニケーションの確保に努める。

3. 安全衛生協議会等で社員や協力業者等が出席し、意見を述べた場合にはその要旨を記録し保存しておく。

第8　安全衛生計画の実施及び運用

1. 各支店長・各部門の長・社員及び協力業者は、安全衛生計画に基づきこれを実行する。

2. 計画の実施項目ごとに、実施要領として、　誰が・誰に・いつ・いつまでに・何を・どのようにして・どうするか　を具体的に定めておく。

3. 実施状況の確認と評価をしやすくする為、点検様式と評価方法を定めておく。

4. 本支店安全衛生委員会、工務安全衛生協議会、工場安全衛生協議会等において、その開催時までにおける計画の実施状況について、報告し問題点を把握する。
   その議事録は、その都度、本社安全管理室に報告することとする。

5. 新規に、機械・設備・化学物質等を購入したり、借入れて使用する場合は、それらに関する取扱い説明書や危険有害性・注意事項等を記載した書面を入手する。入手した書面に基づき、作業員が理解しやすいマニュアル等を作成し、教育する。

第9　体制の整備

1. **システム各級管理者**
   安全衛生マネジメントシステムを適正に実施、運用するために、システム各級管理者を次の通り定める。
   イ　本　　社
   　専務取締役　　（本社総括安全衛生管理者）

安全管理室長　　（本社安全衛生管理者）

ロ　本 支 店

本支店長　　（本支店総括安全衛生管理者）

副本支店長　　（本支店副総括安全衛生管理者）

ハ　補強土事業本部

補強土事業本部　　（同事業部総括安全衛生管理者）

ニ　橋梁部

橋梁部長

ホ　安全部のある本支店

安全部長　　（専任安全衛生管理者）

安全課長　　（専任安全衛生管理者）

ヘ　安全部のない支店

総務担当責任者　　（支店安全衛生管理者、主任衛生管理者）

衛生担当者

ト　工　　場

工場長　　（統括安全衛生管理者）

現業担当責任者　　（安全衛生管理者）

協力業者　　（安全衛生責任者）

チ　工　　務

工務担当責任者　　（統括安全衛生管理者）

建設担当責任者　　（安全衛生管理者）

協力業者　　（安全衛生管理者）

2．各級管理者の役割、責任及び権限

イ　専務取締役（本社総括安全衛生管理者）

本支店及び各部門の総括安全衛生管理者である本支店長及び補強土切土事業部長並びに橋梁部長を指揮して、会社全体の安全衛生マネジメントシステムに関する事項を統括管理する。

ロ　安全管理室長（本社安全衛生管理者）

会社全体の安全衛生マネジメントシステムに関する事項の企画、立案及び本支店、各部門に対する指導・援助をする。

ハ　本支店長、補強土切土事業部長及び橋梁部長（本支店長、各部門の総括安全衛生管理者）

本社総括安全衛生管理者である専務取締役の指揮を受け、会社における安全衛生方針（基本方針）に沿って、各々の安全衛生方針を表明する外、目標及び計画を承認すると共に、配下のシステム各級管理者を指揮して、安全衛生マネジメントシステムを適正に実施・運用する。

ニ　安全部長（専任安全衛生管理者）、安全課長（専任安全衛生管理者）、総務担当責任者（安全衛生管理者、主任衛生管理者）本支店の安全衛生マネジメントシステムに関する事項の企画、立案及び傘下の工場・現場に対する指揮・援助をする。

店安全衛生委員会の事務局として、安全衛生マネジメントシステムによる安全衛生計画の実施状況と問題点を把握すると共に、委員会の議事録を本社安全管理室に報告する。

ホ　工場長（統括安全衛生管理者）、工務担当責任者（統括安全衛生管理者）、協力業者（安全衛生責任者）

安全衛生計画の具体的な実施要領を策定し、それに基づき計画を実施・運用する。社員・従業員に対し、役割分担を明確にし、実施につき監督・指導・援助する。

計画の実施につき評価すると共に、問題点を分析し、次期の目標及び計画に反映させる。

第10　文書化及び文書の管理

1. 目　　的

イ　関係者の人事異動等に際して、マネジメントシステムの内容が確実に伝承され、マネジメントシステムを適切に実施・運用することが出来るようにする。

ロ　会社全体で標準化できる。

ハ　決定事項の確認・実施が適切にできる。

ニ　システム監査の資料になる。

2. マネジメントシステムにより文書化すべき対象及び当社の現状

イ　安全衛生方針　（本マニュアル）

ロ　安全衛生目標　（本マニュアル）

ハ　安全衛生計画　（本マニュアル）

ニ　以上、3点について全社的なものは、毎年度作成・配布する冊子「安全衛生管理方針」に掲載する。　（本マニュアル）

ホ　システム各級管理者の役割・責任及び権限　（本マニュアル）

ヘ　危険要因又は有害要因を特定する手順　　（本マニュアル）

ト　法令に基づき実施すべき事項を特定する手順

（後記３の文書のうち、主としてハ・ホ・ヘ・ト・チ・リ・ヲによる）

チ　特定された危険要因又は有害要因を除去・低減する為に実施すべき事項を特定する手順　（本マニュアル）

リ　安全衛生目標・安全衛生計画を作成する際に、従業員の意見を反映する手順（本マニュアル）

ヌ　安全衛生計画を社員及び協力業者等に周知させる手順（本マニュアル）

ル　安全衛生計画の実施・運用に当り、従業員の意見を反映させる手順（本マニュアル）

ヲ　新規導入の機械・設備・化学物質に関する必要事項を従業員に周知させる手順（本マニュアル）

ワ　計画の実施状況の日常的な点検と改善を実施する手順　　（本マニュアル）

カ　労働災害等の原因調査・問題点把握及び改善実施の手順　（本マニュアル）

ヨ　システム監査の実施の手順　（本マニュアル）

タ　以上の文書を管理する手順　（本マニュアル）

３　その他当社の安全衛生管理に関する文書（平成 14 年 12 月 1 日現在）

イ　安全衛生管理規程

主な内容

安全衛生管理体制

本社安全衛生委員会

本支店安全衛生委員会

工務安全衛生協議会

工場安全衛生協議会

規　　律

安全衛生教育

災害発生時の処置

安全衛生表彰

別表　安全衛生管理組織図

ロ　安全衛生管理方針

毎年度　作成

ハ　安全管理

主な内容

第１部　安全管理一般

1．安全管理の理念と経営の基本方針
2．安全衛生管理組織
3．安全衛生管理計画
4．安全性の事前審査
5．人間特性と安全
6．安全とレイアウト
7．安全巡視及び安全点検・検査
8．作業標準
9．安全教育
10．適正配置等
11．労働災害の調査
12．安全意識の高揚
13．全員参加の安全活動

第２部　安全規定・基準等（工場関係）

1．無災害記録証　授与規定
2．床上操作式クレーンの取扱基準
3．鋼矢板用ハッカー作業基準
4．はい作業基準
5．作業前点検表
6．クレーン等の合図の方法
7．トラック運転者の荷役作業基準
8．トラック基本積載荷姿
9．ＫＤ橋及びプレガーダーの安全輸送の作業基準
10．バックホーでの荷役作業禁止基準
11．危険物管理基準
12．防火チェックリスト
13．工場の修理・修繕等工事安全対策
14．作業服及び保護具
15．協力業者の工場服務のきまり

ニ　工場業務マニュアル　安全管理編

（1995年4月）

主に前記ハ、安全管理の第1部を複製

ホ　工場業務マニュアル　安全管理基準編

（1995年6月）

主に前記ハ、安全管理の第2部を複製

ヘ　建設部門作業標準書

（平成3年9月）

主な内容

1．杭打抜・ＳＭＷ

ＳＭＷ工法

杭打工法　アンギラス

〃　　ＨＡＳ

〃　　多滑車工法

三点支持式杭打機　組立　解体

クレーン

荷卸し

荷積込

玉掛

ガス溶断

アーク溶接

2．山留・桟橋・ＫＤ橋

山留支保工架設・解体

桟橋架設・解体

ＫＤ橋架設・解体

ト　トラック運転者　安全作業マニュアル

（1996年3月）

チ　構内作業車輌取扱要領

（平成6年4月20日）

リ　危険物管理マニュアル

（1996年10月）

ヌ　健康管理規程

（昭和45年1月21日）

ル　危機管理マニュアル、大規模災害対策と対応

（平成8年1月）

ヲ　安全衛生手帳　（工場用）

ワ　労働安全衛生マネジメントシステム手引書

（平成13年10月1日）

カ　労働安全衛生マネジメントシステム

ヒロセＯＳＨＭＳ（マネジメントシステム）マニュアル

（平成14年12月26日）（本マニュアル）

第11　緊急事態への対応

1．労働災害発生の急迫した危険がある場合

イ　自身が被災する危険があるとき

直ちに退避し、安全な場所に避難する。

危険の状況を冷静・沈着に見極める。

危険が去った後、速やかに上司や関係者に連絡する。

危険の発生原因等を調査し、充分な対策を講じた後に作業を再開する。

ロ　他の作業員が被災する危険があるとき

大声を出しその他笛・鐘・非常ベル・スピーカー等で危険を知らせ、退避と避難を呼びかける。

その後は前記イ、の通りとする。

2．災害が発生した場合

安全衛生管理規程　第62条（下記参照）及び安全管理のＰ47～57による。

〈参考〉安全衛生管理規程

第62条（災害発生時の処置）

社員は災害が発生したとき、各本支店で定めた緊急連絡系統により直ちに本支店長あて報告するとともに被災者の救出・救急処置・送院等の措置を講じ、その身体・生命の保全に万全を期さなければならない。

②　本支店長は災害発生後、速やかに本社安全管理室に災害速報を行わなければ

ならない。

③　本支店においては、災害が発生した当日または翌日に緊急災害対策会議を開き被災者、その関係者、諸官庁及び得意先への対応並びに同種災害防止対策を立て、これを実施しなければならない。

3．大規模災害が発生した場合

危機管理マニュアル「大規模災害対策と対応」による。

大規模災害とは次のものをいう。

イ　震度５（強震）以上の地震

ロ　風水害

ハ　火災

4．不休災害又はヒヤリハット事例について

各本支店又は各部門の長は、その状況を安全管理室に報告しなければならない。

第12　日常的な点検・改善等

1．日常な点検・改善等

安全衛生計画の実施状況等について日常的に点検し、又労働災害が発生した場合は、原因の調査及び改善を図り、残された問題点は次回の安全衛生計画に反映させて安全衛生管理水準の維持・向上を図る。

2．安全衛生計画の実施状況等について

イ　点検の頻度

安全管理室は、本社としての重点実施項目の各項目ごとに適切な点検頻度を定めて点検し、年１回以上、実施状況を報告書にまとめて本社総括安全衛生管理者に報告する。

本支店等においても、これに準ずることとする。

ロ　点検の方法

安全管理室が、一定の書式により、各本支店長及び部門長に報告を求め、集約し点検する。

本支店等においても、これに準ずることとする。

ハ　点検結果の判定及び評価

事前に設定した各実施項目の目標、あるべき姿等に対する達成度合いで行う。

ニ　点検・評価の結果に基づく対処

問題点及び課題の内、必要なものは速やかに改善し、そうでないものは次回の取組みに生かして改善を図る。

3. 労働災害・事故等発生時の原因調査・問題点の把握及び改善

イ　労働災害発生時

前記、第11により災害速報を受けた後、安全管理室は必要に応じて原因調査問題点の把握及び改善に関して、指導支援を行う。

休業1日以上の労働災害が発生した部門は、「安全衛生指導教育報告書」を、その後1年間、3ヶ月毎に、計4回、安全管理室に報告する。

ロ　不休災害及びヒヤリハット事例

休業を必要としない災害又はヒヤリハット事例についても、前記イに準ずる。

第13　システム監査

1. 目　　的

安全衛生マネジメントシステムが適切に実施され、運用されているかを判断する為に行う。

2. システム監査の種類

イ　本社システム監査

本社システム監査員による各本支店及び各部門に対するシステム監査をいう。

ロ　本支店等システム監査

各本支店又は各部門のシステム監査員による傘下の工場又は職場に対するシステム監査をいう。

3. システム監査員

イ　本社システム監査委員

○○専務、○○常務、役員監査役、業務監査室、○○室長、○○顧問、○○部長

ロ　本支店等システム監査委員

(1) 本支店

本支店長、総務部長、工務部長、ＧＬ、工場長、専任安全管理者

(2) 補強土事業本部

事業本部長、その他事業本部長が定める者

(3) 橋梁部

橋梁部長、その他橋梁部長が定める者

4. 本社システム監査の実施要領

イ　1年に1回、実施する。

ロ　当社の労働安全衛生マネジメントシステム手引書（平成13年10月1日制定）の別紙3及びシステム監査要領により、行うものとする。

5. 本支店等システム監査の実施要領

イ　1年に2回実施する。

ロ　前記4に準じて行うものとする。

6. システム監査の実施結果

イ　本社システム監査の結果は、安全管理室が集約し、年度末開催の本社安全衛生委員会に報告するものとする。

ロ　本支店等システム監査の結果は、これに準ずるものとする。

ハ　集約結果は記録として保管する。

第14　記　　録

1. 趣　　旨

安全衛生に関する管理・活動について重要なものは記録として保存し、必要な場合には直ちに参照できるようにしておかなければならない。

2. 保存期間　等

主な記録及び保存期間は、次のとおりとするが必要により加除すること。

①	システム監査報告書	5年
②	システム監査指摘事項・改善報告書	3年
③	教育実施記録	5年
④	職場巡視記録	3年
⑤	災害報告書	永年

⑥	ヒヤリハット報告書	永年	
⑦	救急保護具点検記録	2年	
⑧	安全衛生委員会関係	5年	
⑨	安全衛生委員会議事録	3年	
⑩	健康診断実施記録	永年	
⑪	安全衛生会議資料	5年	
⑫	交通事故報告書	永年	
⑬	労働基準監督署　提出資料	永年	
⑭	作業主任者　資格者一覧表	1年	都度更新
⑮	クレーン・機械設備　検査記録	永年	
⑯	玉掛用具・ワイヤーロープ等　点検記録	1年	都度更新
⑰	粉じん作業従事記録	永年	
⑱	有機溶剤作業従事記録	永年	
⑲	安全衛生活動実績記録	永年	

3、安全管理室の主な文書及びファイル　等

イ　本社安全衛生委員会関係

ロ　各種会議関係

ハ　安全衛生関係通達等

ニ　ヒヤリハット事例集

ホ　災害報告綴

ヘ　労働災害報告書（工務部）

ト　労働災害報告書（工場）

チ　車両・交通事故報告

リ　安全衛生指導教育報告書綴

ヌ　各本支店・工務・工場　別ファイル

内容　年度安全衛生管理計画
月別計画及び実施状況
有資格者一覧
協議会議事録
現地指導状況　改善状況

ル　パトロール実施評価報告（工場）

ヲ　就労報告

ワ　無災害記録証授与関係

第15　システムの見直し

安全衛生マネジメントシステム（以下システムという）が適切に機能していることを確認すると共に、労働災害の多発・労働形態や作業環境の変化に対応するシステムの変更等必要な改善処置をするため、以下の方法により見直しをする。

1　システムの見直しは、毎年１２月に、本社システム監査委員により審議する。

2　審議は、次の要領で行う。

イ　検討事項

本社システム監査の実施結果及び指摘事項の是正状況

安全衛生目標の達成状況

システムの見直し状況

労働災害等の処置及び再発防止対策

ロ　審議事項

安全衛生方針、安全衛生目標の設定、安全衛生計画の作成・変更に関する件システムの変更についての必要性に関する事項その他システムに関する事項

ハ　見直しに関する指示

専務取締役（本社総括安全衛生管理者）は、システムの変更の要否につき指示する。

3　見直しの結果については、年度末に開催する本社安全衛生委員会において報告する。

東京本店 白井工場

平成１６年度 安全衛生計画

東京本店方針
1.安全衛生管理体制の確立
①運転手災害の撲滅
②不安全行動の撲滅
③安全管理体制の強化

白井工場方針
PDCAサイクルを回し全員で職場の危険要因を排除し、「災害ゼロ」を勝ち取ろう
1.運転手送り出し教育及び先方車入場時教育の実施
2.身内と思った声掛け運動の推進
3.指差呼称の定着に向け推進を図る。
4.労働安全衛生マネジメントシステムの定着

・昨年度計画の反省	重点実施項目	内容	目標	実施者	計画フォロー	4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3月
指差呼称については、指差は90%以上定着したが呼称の定着がまだ出来ていない。 5S活動については、前年度よりレベルアップが出来た継続実施 ヒヤリハット報告の提出が少なかった。	職場自主活動の推進	(1)KYT活動の実施															
		始業前ミーティングの実施	1回／日	各班長	各協力業者 責任者	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		荷扱い作業時指差呼称の実施	都度	業者全員	各協力業者 責任者	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		(2)不安全行動の撲滅															
		身内と思った声掛け運動の実施	都度	業者全員	各協力業者 責任者	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		(3)5S活動の実施															
		作業終了時の清掃	1回／日	業者全員	各協力業者 責任者	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		全体清掃の実施	1回／週末	業者全員	各協力業者 責任者	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
始業点検が形式的に成らない様、工夫必要 ワイヤーの1週間毎の色分けテーピングにて点検確認が定着した継続実施	設備点検の実施	始業前点検の実施	1回／日	全員	各協力業者 責任者	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	月次点検	クレーン、	1回／月	テックササキ	○○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		電気設備	1回／月	保安協会	○○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	年次点検	クレーン、	1回／年	テックササキ	○○				○			○					
		電気設備	1回／年	保安協会	○○											○	
	性能検査	クレーン25基	1回／年	日本クレーン	○○					○							
										○						○	
パトロールの強化により、指摘事項をいつ誰がいつまでに改善するか等について具体的に討議されるようになり指摘事項が減少した継続実施	安全衛生パトロールの強化	本店長パトロール安全部同行	1回／月	○○	安全部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		営業部長パトロール	1回／月	各部長1名	工場長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		工場長パトロール	2回以上／日	○○○	安全部	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		社員業者パトロール	2回／日	社員・業者	工場長	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
工場ライセンス教育実施が出来た。 運転手教育実施が実施出来た。 労務管理者講習会及び安全週間、衛生週間の事前説明会に業者リーダーと共に出席した クレーン実地訓練実施出来た。	安全衛生教育	新規入場者教育	随時	○○	工場長	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
		資格調査の実施	2回／年	○○	工場長	○						○					
		安全講習	1回／年	工業団地	工場長				○								
		衛生講習	1回／年	工業団地	工場長							○					
	教育の推進	クレーン実地訓練	1回／毎月	○○	教育指導部会	○		○		○		○		○		○	
		吊具点検教育	1回／年	○○	教育指導部会			○									
		荷扱い教育	1回／年	○○	教育指導部会									○			
再検診者のフォロー指導はできたが結果の確認が出来なかった。	健康診断	定期健康診断	1回／年	社員・業者	櫻井			○									
		特殊健康診断	1回／年	業者全員	環境部部会			○									
		再検診のフォロー	2回／年	○○○	環境部部会			○						○			
実施し滅菌装置の入替した	環境測定	水質検査	1回／年	○○	環境部部会				○								
		騒音測定	1回／年	○○	環境部部会							○					
各連業者の安全衛生委員会が定着 末端まで情報が伝達されるようになった。 業者安全衛生計画目標の達成確認が出来なかった。	安全衛生会議	安全衛生委員会	1回／月	本店長・社員	安全部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		安全衛生協議会	1回／月	責任者	工場長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		各連業者安全衛生委員会	1回／月	各業者	各業者責任者・工場長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		全体朝礼	1回／日	全員	工場長	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		職長会	1回／月	各業者職長	櫻井	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		各分科会の実施	1回／月	各業者委員	工場長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
各行事を機会に、安全衛生活動を含め実施でき意識の高揚が図れた	各種行事	全国安全週間行事	1回／年	全員	工場長			⇒	⇒								
		全国労働衛生週間行事	1回／年	全員	工場長						⇒	⇒					
		年末年始無災害運動	1回／年	全員	工場長									⇒	⇒		
		年度末無災害運動	1回／年	全員	工場長												⇒
		春の交通安全週間	1回／年	全員	工場長	⇒											
		秋の交通安全週間	1回／年	全員	工場長						⇒						

２００４年度工場安全衛生年間管理計画

ヒロセ㈱ 東京本店 白井工場

目　　標　：(1)災害ゼロ(2)快適な職場作り(3)健康の保持及び増進(4)OSHMSの推進

災害防止目標　：① 荷扱い作業による災害の防止②クレー作業による災害の防止③運搬車両による災害の防止

安全衛生目標　：① 指差呼称の推進と身内と思った声掛け運動の推進

月	重点目標	行事と実施内容	備　考
4月	安全衛生管理体制の充実と強化	①年間安全衛生管理計画の明示 ②各事業者単位の安全衛生委員会の開催と充実 ③資格調査・労災保険加入状況の調査(提出日4月21日) ④春の全国交通安全運動(警察庁)4／6～15	連業者年間計画策定 各組織図の見直し 各資格見直しの実施 交通災害の防止
5月	職場集団活動の充実	①KY活動マンネリ化の打破(社員の参加と指導) ②ヒヤリ・ハット撲滅の積極的取り組み ③指差呼称の積極的な実施(指差呼称の推進強化)	ヒヤリハット報告の提出
6月	全国安全週間意識高揚の推進 (安全週間準備月間行事計画書による)	①全国安全週間と同準備月間行事の計画作成 ②東京本店安全大会の開催　月　日(　) ③定期健康診断と職業病・生活習慣病予防のPR ④安全衛生教育・技能向上実地訓練教育の推進(2月一回)	安全標語募集・審査 定期健康診断　月　日 安全週間事前説明会参加 水質検査の実施
7月	全国安全週間の推進 (安全週間行事計画書による)	①全国安全週間行事の推進(7/1～7/7) ②不安全行動の防止と身内と思った声掛けの実施 ③荷扱い作業による災害の撲滅(指差呼称の推進強化) ④全国安全週間実施結果の報告(提出日7月22日)	国民安全の日 7/1
8月	電気設備安全作業の推進 熱中症、熱射病の防止	①電気使用安全月間(8/1～8/31) ②熱中症等のポスター掲示と防止策の教育実施	機器管理台帳の整備
9月	全国労働衛生週間意識高揚の推進 (衛生週間準備月間行事計画書による) 運転手災害の撲滅	①全国労働衛生週間と同準備月間行事の計画作成 ②資格調査・労災保険加入状況の調査(提出日9月日) ③秋の全国交通安全運動(9/21～30) ④適正な作業環境・保護具の着用と管理 ⑤運転手教育の実施(9月～10月)	防災の日9/1 救急の日9/1 クレーンの日9/30 詰所、休憩所の清掃実施
10月	全国労働衛生週間の推進 (衛生週間月間行事計画書による) 保護具着用強化月間の推進	①全国労働衛生週間行事予定の推進 ②各保護具着用状況の確認 ③高圧ガス危害予防週間(10/23～29) ④全国労働衛生週間実施結果の報告(提出日10月20日)	体育の日10/8
11月	危険物・火気取扱安全作業の推進	①高圧ガス設備及び使用管理の徹底 ②塗装作業の環境整備推進 ③秋の全国火災予防運動(11/9～15)	消火設備の点検実施
12月	年末年始無災害運動の推進	①朝のKY活動の活性化推進 ②年末年始交通事故防止(12/15～1/15) ③年末年始無災害運動行事計画の報告(提出日12月15日)	
1月	年頭無災害運動の推進	①東京本店新年安全安全祈願祭 ②職場規律(5S)の徹底(工場内周辺の整理整頓の実施) ③年末年始無災害運動行事結果の報告(提出日1月31日)	防災ボランティア週間 1/15～21
2月	安全衛生ルールの遵守	①資格者による作業従事の徹底 ②身内と思った声掛けの実施 ③労務管理の知識向上実施	生活習慣病予防週間 2/1～2/7 労務管理講習会への参加
3月	年間安全衛生活動の反省	①年間安全衛生管理活動の反省 ②次年度安全衛生管理活動方針と計画の立案・作成 ③春の全国火災予防運動(3/1～3/7)	建築物防災週間 3/1～3/7

(注)年間及び月間の安全衛生計画4月20日迄　毎月実施している安全衛生活動報告は翌月10日迄に安全部へ提出

※ 毎月1日は東京本店 ”安全の日” です。